

開講年度・学期	2017年度・後期	授業形態	講義
科目名	民事訴訟法	科目ナンバー	JAPRI2210
英語表記	Civil Procedure	担当教員	名津井 吉裕
単位数	4		

### 科目の主題

貸金返還請求事件、土地・建物の明渡請求事件、売買目的物の引渡請求事件等は、いずれも私人間に生じた法的な紛争であり、民事事件と呼ばれます。私たちは、社会生活を営む中で、民事事件に巻き込まれる可能性があります。原告として誰かを訴えることもあれば、被告として誰かに訴えられるかもしれません。いずれにせよ、訴えによって裁判所に持ち込まれた民事事件の当事者（原告または被告）は、自らの言い分を裁判所に認めてもらわない限り、勝訴することはできません。本科目は、民事事件を適切に処理するための手続である民事訴訟手続のうち、訴えから判決に至るまでの手続（判決手続）の基本を講義するものです。本講義を通じて、民事訴訟手続の構造や手続原則を学ぶことは、民商法に対する理解を深めるうえでも、きっと役に立つことでしょう。

### 授業の到達目標

本科目は、第1審の判決手続の基本的な構造、手続原則について理解し、簡単な事例問題について、解決策を提示することができることを目標とします。

### 授業内容・授業計画

第1回	民事訴訟手続の概観
第2回	司法権と裁判所
第3回	管轄
第4回	移送
第5回	訴え
第6回	訴訟上の請求（訴訟物）
第7回	当事者概念、当事者の確定、当事者能力
第8回	訴訟能力、訴訟上の代理
第9回	当事者適格（原則、法定訴訟担当）
第10回	当事者適格（任意的訴訟担当、判決効拡張）
第11回	訴えの利益（給付訴訟、形成訴訟）
第12回	訴えの利益（確認訴訟）
第13回	口頭弁論における審理原則
第14回	口頭弁論の準備
第15回	前半のまとめ
第16回	弁論主義
第17回	釈明権・釈明義務
第18回	証拠一般

第 19 回	自白
第 20 回	証拠収集
第 21 回	証拠調べ
第 22 回	自由心証主義
第 23 回	事実認定と証明責任
第 24 回	処分権主義（訴えの取下げ、請求の放棄・認諾）
第 25 回	判決一般（判決の成立、判決の確定、仮執行宣言、訴訟費用の裁判）
第 26 回	既判力とその作用
第 27 回	既判力の客観的範囲
第 28 回	既判力の主観的範囲
第 29 回	その他の判決効（反射効）
第 30 回	後半のまとめ

#### 事前・事後学習の内容

民法（総則、物権、債権総論）を既に履修しているか、本講義と並行して履修すること。

#### 評価方法

期末試験の成績に基づいて評価します。ただし、期末試験の成績が合格点（60点）を下回った者のみを対象として、小テストの受験（答案の提出）を、出席点として加算し、加算される点数は、小テストの実施回数、および、期末試験の受験者に対する合格者の比率に照らして調整します。

#### 受講生へのコメント

民事訴訟法学には、民法などの実体法学とは一味ちがった内容が含まれます。本科目を受講する際には、頭を切り替えて、手続法的な考え方の習得を心がけてください。ノートは、必ず各自でとってください。

#### 教材

〈テキスト〉長谷部由起子『民事訴訟法』（岩波書店、2014年）。

〈参考文献〉別冊ジュリスト 226 高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣、2015年）松本博之＝上野泰男『民事訴訟法（第8版）』（2015年、弘文堂）。

※ 最新版の出版など、訂正・追加がある場合には、初回授業で資料を配布します。

#### その他

レジュメと板書を使用した講義形式の授業です。講義のなかでは、裁判例の紹介し、検討を加えることがありますので、テキスト・六法のほか、判例集（〈参考文献〉に掲げたもの）を携行してください。

#### 履修可能最低年次

2年次生以上